

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による道路の指定の取消し(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(同)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 平成二十三年東京都下水道局告示第十号(東京都下水道局基幹施設再構築事務所の設置)の一部改正……………
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………

### 告示

#### ●東京都告示第千六十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十七年九月十五日から令和六年十一月三十日まで

#### 三 施行地区

渋谷区桜丘町、道玄坂一丁目及び渋谷三丁目各地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区桜丘町四番二十三号

#### 五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年九月十五日

#### 令和二年八月十七日

#### ●東京都告示第千六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区虎ノ門二丁目百五番

令和二年七月二十七日

#### 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

#### ●東京都告示第千六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)以下「法」という。第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

第四十二条第二項の規定による道路

令和二年七月二十二日

稲城市平尾四丁目四十二番

延長 一〇六・六七

二、同番五及び同番六の各一部 幅員 二・一二

#### ●東京都告示第千六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)以下「法」という。第四十二条第二項の規定による道路の指定を次

のとおり取り消した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和二年七月二十二日

稲城市平尾四丁目五番十から同番十二まで及び四十二番六の各一部

延長 一三〇・〇五  
幅員 二・一二  
三・〇三

●東京都告示第七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和二年七月二十二日

稲城市平尾四丁目二番九、三番一、九番

延長 一三八・一三  
幅員

- 一、四十二番
- 二、同番四及び同番五の各一部
- 三・〇三

●東京都告示第七十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)新宿駅西口地区開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

- 新宿区 西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目、西新宿八丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、北新宿一丁目、百人町一丁目及び内藤町の区域

- 渋谷区 代々木一丁目、代々木二丁目、代々木三丁目、千駄ヶ谷五丁目及び千駄ヶ谷六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 小田急電鉄株式会社  
代表取締役 星野 晃司
- 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号  
東京地下鉄株式会社  
代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)新宿駅西口地区開発事業  
高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、新宿区西新宿一丁目において、計画地内にある小田急百貨店等を解体・撤去し、商業・業務・駅施設等の複合用途で構成される高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和二年八月十七日から同年九月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 新宿区環境清掃部環境対策課
- イ 新宿区歌舞伎町一丁目四番一号
- ウ 渋谷区環境政策部環境整備課
- エ 渋谷区宇田川町一番一号
- オ 東京都環境局総務部環境政策課
- カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和二年九月三十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(5)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査・予測・評価を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
① 工事の施行中 〔建設機械の稼働〕	<p>二酸化窒素については、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大0.056ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまるため、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は23.6%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の2%除外値）は最大0.059mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は12.9%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等の環境保全のための措置を講じることで、影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるため、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を講じることで、影響の低減が図られると考える。</p> <p>〔工事用車両の走行〕</p> <p>二酸化窒素については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の年間98%値）は0.048～0.050ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまるため、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.2%以下である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の2%除外値）は0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%未満である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるため、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。また、工事用車両による寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
② 工事の完了後 〔関連車両の走行〕	<p>二酸化窒素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は0.048～0.050ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまるため、関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%以下である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の2%除外値）は0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%未満である。</p> <p>なお、物流効率化等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるため、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。また、関連車両による寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p>〔地下駐車場の供用〕</p> <p>二酸化窒素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大0.048ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまるため、地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.4%以下である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の2%除外値）は最大0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%以下である。</p> <p>なお、フイトリンゲストツプの励行や物流効率化等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるため、浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p>〔熱源施設の稼働〕</p> <p>工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた二酸化窒素の工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大0.048ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまるため、熱源施設の稼働に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.4%以下である。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるとともに、熱源施設の稼働に伴う寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

※：関連車両＝工事の完了後（供用後）に、本事業の実施により増加する交通量

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
① 工事の施行中 【建設機械の稼働】	<p>騒音については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予想される時点における工事区域敷地境界の最大騒音レベルは、75dB であり、評価の指標とした「指定建設作業に適用する騒音の報告基準」の基準値 (80dB 以下) を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画する等の環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働による騒音の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした報告基準値を下回る。建設機械の稼働に伴う騒音の影響は発生するが、上記のような環境保全のための措置を講じること、影響の低減が図られると考える。</p> <p>振動については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予想される時点における工事区域敷地境界の最大振動レベルは、68dB であり、評価の指標とした「指定建設作業に適用する振動の報告基準」の基準値 (70dB 以下) を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画する等の環境保全のための措置を講じること、建設機械の稼働による振動の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした報告基準値を下回る。建設機械の稼働に伴う振動の影響は発生するが、上記のような環境保全のための措置を講じること、影響の低減が図られると考える。</p> <p>2. 騒音・振動</p> <p>① 工事用車両の走行</p> <p>騒音については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点において、工事用車両が走行する時間 (7～19 時) を含む昼間 (6～22 時) の道路端の騒音レベルは 61～71dB である。一部の地点で評価の指標とした「騒音に係る環境基準」の基準値 (地点に応じて 65dB 以下または 70dB 以下) を上回るが、この地点の工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 未満 (0.1dB 以下) である。その他の地点は基準値を下回り、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 以下 (0.5dB 以下) である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした環境基準値を上回る地点もあるが、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 以下 (0.5dB 以下) と小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p>振動については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点において、工事用車両が走行する時間 (7～19 時: 昼間[8～19 時]、夜間[7～8 時]) の道路端の最大振動レベルは昼間が 25dB 未満～51dB、夜間が 25dB 未満～53dB であり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (以下「環境確保条例」という。) に基づく「日常生活等に適用する規制基準」の基準値 (昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下 (第二種区域)) を下回る。</p> <p>また、工事用車両による増加振動レベルは、1dB 以下である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回るとともに、工事用車両による増加振動レベルは小さく、上記のような環境保全のための措置を講じること、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>① 工事の完了後</p> <p>計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外 (商業地域) であり、計画地の北西方向及び北東方向の遠方の第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域が規制対象区域となっている。計画建物による冬至日における1時間以上の日影は規制対象区域に生じず、規制される日影時間 (最も短い規制値で2時間) を超えないことから、日影規制を満足する。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>
4. 電波障害	<p>① 工事の完了後</p> <p>計画建物の設置により、地上デジタル放送については計画地の西南西方向の一部の地域において遮へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると予測されるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」 (郵政省電波監理局長通達) に基づき、適切な障害対策 (アンテナ設備の改善、CATV の導入、共同受信施設の導入等) を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>
5. 風環境	<p>① 工事の完了後</p> <p>計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境は、建設前と比較すると領域の変化は見られるが、大部分は低中層市街地相当 (住宅地とオプナス街の中間的な街区で見られる風環境) の領域 B* におさまり、新たに中高層市街地相当 (オプナス街で見られる風環境) の領域 C、強風地域相当 (好ましくない風環境) の領域 D となる地点はない。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況にあるため、予測結果は評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価指標」に示されている風環境の領域区分に対応していると考ええる。</p> <p>&lt;※: 風工学研究所の提案による風環境評価指標の領域区分&gt;</p> <p>領域 A: 住宅地相当 (住宅地で見られる風環境)</p> <p>領域 B: 低中層市街地相当 (領域 A と領域 C の中間的な街区で見られる風環境)</p> <p>領域 C: 中高層市街地相当 (オプナス街で見られる風環境)</p> <p>領域 D: 強風地域相当 (好ましくない風環境)</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目

① 工事の完了後

【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】

計画地周辺の主要な景観構成要素は、中高層～超高層建築物、鉄道、駅舎、道路、人工地盤、緑等であり、計画建築物の建設により、景観構成要素を大きく変化させることはないと考える。計画建築物の高層部は視認性を高めた全方位性のあるデザインとすることで遠方からも認識できる新たなランドマークとなるとともに、周辺の超高層建築物群と調和したスカイラインの形成に寄与すると考える。

また、計画建物内には、重層的な歩行者動線確保することで人々の回遊性を高めるとともに、賑わいに資する店舗等の施設を設ける。これにより、日本有数のターミナル駅にふさわしい、新宿駅西口の魅力強化に資する賑わいあふれる駅前景観の形成に寄与すると考える。

以上のことから、予測結果は評価の指標とした「周辺の超高層建築物群との調和と駅のランドマーク性を両立するスカイラインの形成」、「視認性の高い高層部のデザイン」、「新宿駅西口のにぎわい強化に資する駅前景観の形成」を満足すると考える。

【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】

遠景域の眺望地点からは、計画建物（高層部）は周辺の既存建築物と一体となった都市的景観が形成され则认为。

中景域及び近景域の眺望地点からは、計画建物は周辺の超高層建築物と一体となって、高度利用が進んだ都市的景観が形成され则认为、新宿グラウンドタワー・ミナルの拠点性を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成され则认为。

以上のことから、予測結果は評価の指標とした「周辺の超高層建築物群との調和と駅のランドマーク性を両立するスカイラインの形成」、「視認性の高い高層部のデザイン」を満足すると考える。

【圧迫感の変化の程度】

工事の完了後の形態率は約 41.5～65.5%であり、現況の形態率からの変化量は約 7.7～14.3ポイントである。

本事業では、計画建築物の壁面は意匠上の分断化により視覚的な変化をつける等の環境保全のための措置を講じること、圧迫感の軽減が図られると考える。

以上のことから、予測結果は評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第十一号

平成二十三年東京都下水道局告示第十号（東京都下水道局基幹施設再構築事務所設置）の一部を次のように改正する。

令和二年八月十七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

表東京都下水道局第一基幹施設再構築事務所の項中「江東区」の下に「大田区（令和島に限る。）」を加える。

表東京都下水道局第二基幹施設再構築事務所の項中「大田区」の下に「（令和島を除く。）」を加える。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年八月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 JBC・CSR 基金

二 代表者の氏名

分林 保弘

<p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座七丁目四番十二号 銀座メデイカルビル八階</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和元年十月三日から令和六年十月二日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人原子力資料情報室</p> <p>二 代表者の氏名 伴 英幸、山口 幸夫、柴 邦生</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区中央二丁目四十八番四号 小倉ビル一階</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和二年四月十日から令和七年四月九日まで</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 令和二年八月十七日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ</p> <p>二 代表者の氏名 瀬川 至朗</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区二番町二 平田ビル一階</p> <p>四 認定の有効期間 令和二年七月十三日から令和七年七月十二日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ブラーム・クマリス</p> <p>二 代表者の氏名 滝沢 裕子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区上高田二丁目四十番六号</p> <p>四 認定の有効期間 令和二年七月二十一日から令和七年七月二十日まで</p>	
---	--	--

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

